

# 政務活動費への制度改正と議員報酬などの減額措置について

## 政務調査費から政務活動費へ

地方自治法の改正により政務調査費が政務活動費に改められ、交付の目的が「調査研究」から「調査研究その他の活動」とされ、議長による透明性の確保が規定されました。

三重県議会では「議員報酬及び政務調査費に関する検討ワーキンググループ」を設置し、議員報酬・政務調査費の在り方、地方自治法改正への対応を検討してきました。地方自治法改正に伴う関係条例の改正案を可決したほか、政務活動費の具体的な事務処理について定めた「政務活動費ガイドライン」を作成し、平成25年4月から政務活動費制度を運用しています。

## 議員報酬等の減額措置

県議会では県の厳しい財政状況などから平成24年7月から平成25年3月まで議員報酬月額7.8%、政務調査費20%の減額措置を実施してきました。

依然として県の財政状況が厳しいことから、これまで通りの措置を平成26年3月までの1年間継続する関係条例の改正案を平成25年2月の本会議で可決しました。この措置により、議員報酬と政務活動費を合わせて、条例本則に定めた額よりも1年間でおよそ7,860万円減額になります。

## 議員報酬・政務調査(活動)費の特例減額の状況

| 議員報酬          |                                    |                         | 政務調査(活動)費     |  |                                     |
|---------------|------------------------------------|-------------------------|---------------|--|-------------------------------------|
| 期間            | 内容                                 | 理由                      | 期間            | 内容   | 理由                                  |
| H.23.7～H.24.6 | 月額10%相当額を抛出(減額ではないため、条例改正は行っていない。) | (東日本大震災の被災地支援のために寄附する。) | H.23.7～H.24.6 | 会派分(150,000円/月)と議員分(180,000円/月)との合計額の20%相当額(66,000円)を会派分から減額 | 東日本大震災による県内産業への被害の状況及び県内の厳しい経済状況を考慮 |
| H.24.7～H.25.3 | 月額7.8%相当額を減額(期末手当には反映しない)          | 県の厳しい財政状況を考慮            | H.24.7～H.25.3 | 会派分(150,000円/月)と議員分(180,000円/月)との合計額の20%相当額(66,000円)を会派分から減額 | 県の厳しい財政状況を考慮                        |
| H.25.4～H.26.3 | 月額7.8%相当額を減額(期末手当には反映しない)          | 県の厳しい財政状況を考慮            | H.25.4～H.26.3 | 会派分(150,000円/月)と議員分(180,000円/月)との合計額の20%相当額(66,000円)を会派分から減額 | 県の厳しい財政状況を考慮                        |

# 広聴広報活動の取り組み

## 県議会の活動をお知らせします

### ●傍聴のご案内

- 本会議**
- 受付時間 本会議開始30分前から
  - 定員 180人
  - 傍聴の方法 議事堂1階の傍聴者用エレベーターで6階傍聴受付へお越しください。住所・氏名などの記入は不要です。傍聴券・資料など受け取り、入室してください。



### 委員会・議案聴取会・全員協議会

- 受付時間 委員会・会議開始30分前から
- 定員 10人
- 傍聴の方法 議事堂正面玄関右側の1階受付で、傍聴券・資料など受け取り、各室の傍聴者入り口から入室してください。  
(会議開始10分前に定員を超えた場合は、抽選で決定します。なお、定員を超えた場合、隣室でモニターテレビによる傍聴ができます。)

### 代表者会議・広聴広報会議

- 受付時間 代表者会議は会議開始30分前から  
広聴広報会議は会議開始15分前から
- 定員 10人(傍聴人は受け付け順に決定します。)
- 傍聴の方法 各室の傍聴席をご利用ください。なお、代表者会議は、議事堂正面玄関右側の1階受付で傍聴券をお受け取りのうえ入室してください。

### ●テレビ中継のご案内

県議会では、定例会の代表・一般質問などの模様を三重テレビ放送で生中継しています。議会の日程をご確認のうえ、ぜひご覧ください。(時間は変更する場合があります。)

### ●ホームページ・インターネット中継／録画配信のご案内

|               |               |
|---------------|---------------|
| 代表質問          | 午前10時～午後0時20分 |
| 一般質問          | 午前10時～正午      |
|               | 午後1時～午後3時     |
| 予算決算常任委員会総括質疑 | 午前10時～正午      |
|               | 午後1時～午後3時     |

開かれた議会運営の実現のために、県民の皆さんがどこからでもご覧いただけるよう、インターネットにより、すべての本会議、常任・特別委員会、全員協議会、議長定例会見などの生中継・録画配信を実施しています。また、常任・特別委員会における説明資料もご覧いただけます。県議会ホームページの「議会中継」からご覧ください。

## 県議会の役割や仕組みをお話しします

### ●みえ県議会出前講座

県議会をより身近に感じていただき、将来の住民自治を担う県民としての意識を醸成するため、「みえ県議会出前講座」を実施しています。県内の小中高の学校などを対象に、県議会広聴広報会議の委員が出向いて、県議会の役割や仕組みについて説明し、質疑応答を行います。



## 議事堂見学のご案内

県民の皆さんに、県議会をより身近に感じていただくため、議事堂見学を実施しています。

### 主な見学場所

- 1階…エントランスホール、議会展示ホール
- 3階…全員協議会室
- 5階…議場



ご希望の方は概ね10人以上のグループで、原則1ヶ月前までにお電話でお申込みのうえ、「議事堂内見学申込申請書」を提出してください。

なお、本会議開催日等、議会運営の都合により見学できない日、場所がありますのでご了承ください。

## 議会図書室利用のご案内

議会図書室は、県議会議員、議会事務局職員のほか一般の方も利用することができます。県議会の会議録などの議会関係資料のほか、公の刊行物や一般図書などが置かれています。また、議員の政務調査費や資産等の公開に関する報告書もここで閲覧できます。

一般の方の利用時間  
8:30～17:15  
(土、日、祝日等除く、閲覧のみ)



## 県民の皆さんの声をお聴きします

### ●請願と陳情の受付

県に対して意見や要望がある場合、どなたでも県議会に請願や陳情を提出できます。

#### 請願

請願は、議員の紹介を受けて提出できます。県議会では、提出された請願を所管の委員会で議案と同様に審査し、実現する必要があると採択した場合には、国に意見書を提出したり、県政に反映させるよう執行機関に働きかけたりします。

#### 陳情

陳情は、議員の紹介がなくても提出できます。提出された陳情は、とりまとめられたうえ、全議員に配付されます。

手続きなど詳細は、三重県議会事務局までお問い合わせください。

## 編集 三重県議会広聴広報会議

座長 前田 剛志(副議長)  
委員 下野 幸助 小島 智子 後藤 健一 栗野 仁博 石田 成生  
村林 聡 大久保孝栄 今井 智広 中西 勇

## ご意見・ご要望はこちらまで

## 三重県議会事務局企画法務課

〒514-8570 津市広明町13 TEL 059-224-2877 FAX 059-229-1931  
E-mail [gikaik@pref.mie.jp](mailto:gikaik@pref.mie.jp) ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/>

